

三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

三重県食の安全・安心の確保に関する条例（平成二十年三重県条例第三十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>【 前文】</p> <p>食は、我々が日々の生活を送る上で基本となるものであり、健康で豊かな生活を送るためには食の安全・安心が確保されなければならない。</p> <p>近年、製造技術の高度化や輸入食品の増加等により、我々の食生活を取り巻く環境は大きく変化しており、食に対する県民の関心が高まっているところである。</p> <p>食の安全・安心を確保するために多くの法律が制定されているが、本県のほか、各地において食に関する様々な問題が繰り返して発生したことから、食の安全・安心の確保に対する県民の要請は一段と強まってきた。</p> <p>このような状況において、同様の問題が繰り返されることなく、食の安全・安心を確保していくことは、本県が取り組むべき喫緊の課題であるが、その取組に当たっては、食品等の監視、<u>適正な表示の実施の確保、食品関連事業者への指導の強化等による県民の健康の保護並びに地産地消等の推進を通じた食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築並びに安全でかつその安全性を信頼できる県産食品の供給及び消費の拡大を図っていくことが重要である。</u></p> <p>ここに、食の安全・安心の確保に関する基本理念を明らかにしてその方向性を示し、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。</p>	<p>【 前文】</p> <p>食は、我々が日々の生活を送る上で基本となるものであり、健康で豊かな生活を送るためには食の安全・安心が確保されなければならない。</p> <p>近年、製造技術の高度化や輸入食品の増加等により、我々の食生活を取り巻く環境は大きく変化しており、食に対する県民の関心が高まっているところである。</p> <p>食の安全・安心を確保するために多くの法律が制定されているが、本県のほか、各地において食に関する様々な問題が発生したことから、食の安全・安心の確保に対する県民の要請は一段と強まってきた。</p> <p>このような状況において、食の安全・安心を確保していくことは、本県が取り組むべき喫緊の課題であるが、その取組に当たっては、食品等の監視、食品関連事業者への指導の強化等による県民の健康の保護並びに地産地消等の推進を通じた食品関連事業者と県民との信頼関係の構築並びに安全でかつその安全性を信頼できる県産食品の供給及び消費の拡大を図っていくことが重要である。</p> <p>ここに、食の安全・安心の確保に関する基本理念を明らかにしてその方向性を示し、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。</p>

(目的)

第一条 この条例は、県民が豊かな食生活を通じて健康に暮らしていくためには食の安全・安心を確保することが重要であることに鑑み、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進し、もって県民の健康の保護並びに食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築並びに安全でかつその安全性を信頼できる食品の供給及び消費の拡大に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 食品 全ての飲食物（薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。

三 (略)

四 食品関連事業者 食品等又は肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材の生産、輸入、加工、調理又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。

五・六 (略)

(目的)

第一条 この条例は、県民が豊かな食生活を通じて健康に暮らしていくためには食の安全・安心を確保することが重要であることにかんがみ、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進し、もって県民の健康の保護並びに食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築並びに安全でかつその安全性を信頼できる食品の供給及び消費の拡大に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 食品 すべての飲食物（薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。

三 (略)

四 食品関連事業者 食品等又は肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。

五・六 (略)

(基本理念)

第三条 (略)

2 食の安全・安心の確保は、県民、食品関連事業者、県等全ての関係者の相互理解、連携及び協働の下に、食品の安全性に対する県民の信頼が確保されることを旨として行われなければならない。

3・4 (略)

(食品関連事業者の責務)

第五条 (略)

2 (略)

3 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、関係法令を遵守する意識の向上を図り、並びに関係法令の趣旨及び内容に関する知識を習得するための教育及び研修を実施するとともに、その事業活動の適正を確保するために必要な体制の整備に努めなければならない。

4・5 (略)

(事業者団体の役割)

第五条の二 食品関連事業者により構成される団体は、その構成員に対し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うように努めることによつて、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

(基本理念)

第三条 (略)

2 食の安全・安心の確保は、県民、食品関連事業者、県等すべての関係者の相互理解、連携及び協働の下に、食品の安全性に対する県民の信頼が確保されることを旨として行われなければならない。

3・4 (略)

(食品関連事業者の責務)

第五条 (略)

2 (略)

【新設】

3・4 (略)

【新設】

(相互理解の増進等)

第十九条 県は、県民、食品関連事業者、県等全ての関係者の相互理解を増進し、信頼関係を構築できるようにするため、意見交換又は相互交流の機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(危害情報等の申出)

第二十二条 (略)

2 食品関連事業者は、食の安全・安心を損ない、又は損なうおそれのある食品等についての情報を入手した場合は、必要な措置が講ぜられるよう、県に対して申出をするよう努めるものとする。

3 県は、前二項に規定する申出の内容に相当な理由があると認めるときは、速やかに、関係法令に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(相互理解の増進等)

第十九条 県は、県民、食品関連事業者、県等すべての関係者の相互理解を増進し、信頼関係を構築できるようにするため、意見交換又は相互交流の機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(危害情報等の申出)

第二十二条 (略)

【新設】

2 県は、前項に規定する申出の内容に相当な理由があると認めるときは、速やかに、関係法令に基づき必要な措置を講ずるものとする。